

東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

平成29年7月

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

平成23年3月11日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約2万2千人、建築物の全半壊約40万戸に上る未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約6年4か月が経過した。被災地では官民を挙げた懸命の努力により、復旧・復興は着実に進みつつある。

国におかれては、復興交付金を始めとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化するとともに、平成32年度までの「復興・創生期間」においても、特例的な財政支援措置を基本的に継続していただいていることに心より御礼申し上げる。

しかしながら、未曾有の被害を受けた被災地の復興はいまだ途上であり、現在も約9万人が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による福島第一原子力発電所の汚染水処理、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の最終処分場の確保の遅延、また、被災地方公共団体や民間企業の人手不足と資材高騰等が被災地の復旧・復興の足かせになっている。さらに、原発事故に伴う国内外の根強い風評と、時間の経過とともに加速する風化という「二つの逆風」に被災地はさらされている。加えて、津波災害や原子力災害の影響が大きい地域では復興まちづくりが遅れて人口流出が深刻化するなど、地域によって復興の進捗状況に格差が生じており、避難生活が長期化し復興を実感できないでいる被災者も多い。

被災者が一日も早く住居や事業を再建し、地域のコミュニティの再生・形成を実現するために、被災地方公共団体が行わなければならない業務は依然として膨大である。こうした状況を踏まえ、全国知事会では、「復興・創生期間」に復興を成し遂げ、福島県の再生を加速するためには、これまで対処されなかった課題も含めて、被災地の実情に即して思い切った対策を採ることが不可欠であると考え、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、喫緊の課題である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

2020年東京オリンピック・パラリンピックで復興が前に進んだ姿を世界に発信するためにも、改めて国を挙げた取組を実行されたい。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

【提言のポイント】

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、風評被害防止など、原子力災害のあらゆる課題については、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。
- 地方公共団体又は事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物処理、風評被害対策などに要する費用については、すべて国庫又は東京電力の負担とすること。

【課題等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされている。東京電力福島第一原子力発電所の汚染水処理、除染、放射性物質に汚染された廃棄物処理、損害賠償の遅延、国内外の根強い風評などの課題も解決しておらず、復興の足かせとなっている。平成28年3月に国が決定した「復興基本方針」において、国は引き続き前面に立って取り組むとしているが、これまでのところ十分な成果が上がっていない。原発事故は過去形ではなく、現在進行形の人為的災害であるとの認識の下、福島県の再生を促進し、避難者が一日も早く安心して故郷に戻れるようにすることが国の責務である。

【個別の提言事項】

提言1-1 原子力災害の国主導の早期解決

原子力災害のあらゆる課題については、国策として原子力事業を推進してきた責任を踏まえ、東京電力任せにすることなく国主導で取り組み、早期に解決すること。

提言1-2 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、リスク管理と各対策の重層化を徹底して、汚染水の海洋への流出や放射性物質の飛散を防止すること。また、熔融燃料のデブリの取出しなど前例のない困難な課題が控えていることから国内外の英知を結集し、国が総力を挙げて取り組み、安全かつ着実に進めること。

提言1-3 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策の徹底

汚染水対策の疎漏が復興の足かせや風評の原因になっていることを深く認識し、汚染水問題の解決に向け、原子炉建屋等の止水など、汚染水を増やさないための抜本的対策を講ずること。

提言1-4 原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるようにすること。あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償を行うこと。

東京電力に対しては、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対して誠実かつ迅速な対応を行うよう徹底させること。

提言1-5 除染の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染については、フォローアップ除染等の追加的な措置や森林除染への対応、除去土壌の早期搬出、仮置場等の適正な管理など、必要な措置を迅速かつ着実に行うこと。

特に、避難解除等区域における住民帰還を早期に実現するため、住民が安心して暮らせるように必要な再除染を確実に実施することも含め、除染の促進を図ること。

また、特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域の除染については、関係地方公共団体の実情に配慮しながら、確実に対応すること。

森林については、生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けた放射性物質対策を着実に講じるとともに中長期的な財源を確保すること。

中間貯蔵施設の整備については、施設設置者として責任を持って、地権者に対して丁寧な説明を尽くすなど、総力を挙げて取り組むとともに、早期に最終処分先を確保すること。

陸域での除染作業により生じる排水を適正に処理し、河川及び海洋に流出することがないよう国として万全の対策を講じること。

道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分について、国の責任の下、撤去及び処理対策を講ずること。

提言1-6 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物及び除染に伴い発生した除去土壌は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物については、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すること。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間安全を確保するため、フレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。

8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すとともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。

提言1-7 食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品中の放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を分かりやすく継続的に情報提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などの総合的かつ長期的なモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

提言1-8 風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、正確な情報の発信と安全性の普及啓発を強化し、諸外国による食品等への輸入規制については外交努力により早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活や経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

提言1-9 出荷制限の早期解決の支援強化等

すべての出荷制限品目について、早期の解除が図れるよう支援の強化を図ること。

検体量確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉、出荷制限対象海域での生息が稀な魚介類などについては、地方公共団体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応すること。

提言1-10 原子力災害対応費用の負担等

地方公共団体または事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物の保管や処理、放射性物質の検査の実施、風評被害対策などに要する費用については、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

提言1-11 特定復興再生拠点区域の整備

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定に当たっては、地方公共団体の計画を最大限に尊重し、それぞれの地域の実情に応じた復興再生に取り組むことができるようにすること。

また、特定復興再生拠点区域の整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染や廃棄物の処理を国の責任の下で最後まで確実に行うこと。

帰還困難区域全体の復興再生に向けた地方公共団体による中長期的な構想をしっかりと受け止め、十分な支援を行うこと。

提言1-12 早期の営農再開に向けた農地の原状回復

避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に向けた具体的手順を早急に示すとともに、除染や用水路の整備等、必要な取組を確実に実施するなど、国の責任の下、対策を講ずること。

2 財政支援の継続、復興交付金等の手続の簡素化等

【提言のポイント】

- 特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。
- 財政基盤が弱く、事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮すること。
福島県では、原子力災害により復興が長期化するので、更なる負担軽減を図ること。

【課題等】

東日本大震災の被害の甚大さに鑑みて、様々な特例的な手厚い財政支援措置が講じられているが、被災地の復旧・復興には長い年月を要するので、国の特例的な支援を継続することが必要である。

被害規模や財政基盤等の状況から、被災地方公共団体によって復興事業の進捗度合に格差が生じており、復興が遅れている団体の底上げを図ることが必要である。

【個別の提言事項】

提言2-1 特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要するので、平成27年6月に国の復興推進会議で決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

また、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」において、一般会計等に対応するとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続すること。

資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

提言2-2 被災地方公共団体の財政状況への配慮

被災地方公共団体の復興事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い団体や事業の進捗が遅れている団体に十分配慮し、その底上げを図ること。

提言2-3 原子力災害からの復興への配慮

原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響を踏まえ、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講じること。

特に福島県においては、避難地域の復興再生、避難者の生活再建、廃炉・汚染水対策、除染、中間貯蔵施設への搬入、風評被害など、原子力災害からの復興が長期化することから、今後の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

提言2-4 東日本大震災復興交付金制度の継続及び改善

復興の進展に伴って生じる新たな行政需要や課題に柔軟に対応できるよう、東日本大震災復興交付金制度を復旧・復興が完了するまでの間、継続すること。

基幹事業（5省40事業）や効果促進事業の一括配分の対象事業を拡大するとともに、被災地方公共団体による効果促進事業の自主的・主体的な活用や、原子力事故への対応が必要な内陸部の市町村による復興交付金の幅広い活用ができるようにするなど、真に使いやすい制度に改善し、柔軟な運用を図ること。

復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うようにすること。

提言2-5 使途の自由度の高い交付金等の充実

被災地方公共団体において、具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠を超えた財源確保の充実を図ること。

提言2-6 社会資本整備総合交付金（復興枠）・農山漁村地域整備交付金（復興枠）等の 確実な予算措置

復興交付金の対象とならない復興事業が着実に実施できるよう、復興が完了するまでの間、社会資本整備総合交付金（復興枠）や農山漁村地域整備交付金（復興枠）等により確実な予算措置を講じること。

提言2-7 国が行う復旧・復興事業の整備促進と全面的な財政支援の継続

被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、整備促進を図ること。

提言2-8 復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。

提言2-9 復旧・復興に係る繰越手続の弾力的運用等

復旧・復興を円滑に進めるため、事故繰越手続きの簡素化など、事務手続きの簡素化の措置を継続すること。

繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続きの簡素化等を引き続き行うとともに、現在と同様の財政支援措置を講じること。

提言2-10 「新しい東北」の推進

復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

3 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

【提言のポイント】

- 被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化するとともに、地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用の支援を引き続き行うこと。
- 復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。
- 地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び震災対応のための職員採用の人件費等に対する震災復興特別交付税について、経費全額に対する財政措置を継続すること。

【課題等】

被災地方公共団体では、市街地や産業の再生、被災者の生活再建や避難生活の支援、除染や放射性物質に汚染された廃棄物の処理など、大震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施している。自らの職員採用や地方公共団体による広域的な人的支援など地方はできる限り努力しているが、限界がある。特に、土木・用地・税務・水産・保健など専門的知識を有するマンパワー不足は早期復興を実現するための支障となることから国による人的支援の強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言3-1 国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

平成30年度以降も引き続きマンパワー不足が見込まれるので、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

提言3-2 国による任期付職員制度の導入

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

提言3-3 震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること。

4 住宅再建・復興まちづくり、鉄道復旧・道路整備等の促進

【提言のポイント】

- 復興まちづくりを進めるため、住宅再建、防潮堤の整備、鉄道の復旧、道路の整備、液状化被害対策、福島県の災害廃棄物処理等を促進すること。
- 資材高騰・人材不足への効果的な対策を速やかに講じること。

【課題等】

復興まちづくりが遅れている地域では住民が流出しており、地域再生の成否の分かれ目に差し掛かりつつある。このため、住宅再建、防災集団移転、防潮堤整備などを一日も早く完了することが必要である。

また、鉄道・道路の復旧・整備は地域再生のバックボーンとなるものであり、一層の支援強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言4-1 住宅再建に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう被災地方公共団体に対する十分な財政支援を行うこと。

提言4-2 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

地方公共団体による被災した土地の買取対象は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内のすべての土地が買取対象となるよう要件を緩和すること。

提言4-3 防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の予算を十分に確保すること。

提言4-4 鉄道運休区間の早期復旧等への支援

東日本大震災で被災したJR各線の運休区間については、一日も早く復旧するよう十分な支援を行うこと。

特に、常磐線については、平成31年度末までの全線復旧を確実に実現するとともに、単なる復旧にとどまらない基盤強化を図ること。東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道復旧を行う場合に増加する事業費については、国が全額を支援すること。

また、復旧後に三陸鉄道への経営移管が予定されているJR山田線（宮古・釜石間）の円滑な移管及び移管後の持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

BRTで復旧させる路線については、利便性が向上するよう十分な支援を行うこと。

提言4-5 復興道路等の整備の促進

三陸沿岸道路、東北中央自動車道（相馬福島道路）等の復興道路・復興支援道路の整備については、事業予算を十分に確保して早期に完成させること。

被災地域と内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備

についても、社会資本整備総合交付金（復興枠）の予算枠を拡大し、事業が終了するまでの間、制度を継続すること。

提言4-6 資材高騰・人材不足への対応

復旧・復興事業の遅延等の原因となっている資材高騰及び建設業界等の人材不足について、効果的な対策を早期に講じるとともに、労務費や建設資材等の建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

提言4-7 液状化被害への支援の継続・強化

液状化対策事業については、事業費が多額で住民同意の取得難航などの実情に十分に配慮し、復興交付金による支援を継続するとともに、被害世帯への支援を強化すること。

提言4-8 汚染廃棄物対策地域における廃棄物処理の促進

放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域における国による廃棄物処理を迅速かつ確実に実施するとともに、帰還困難区域についても早期に処理方針を明確にし、区域内における復興事業等に伴い発生する廃棄物については、国の責任において処理すること。

また、対策地域において住民帰還や事業再開のために排出される廃棄物は、原発事故により長期間立入制限されてきたことに起因して発生した廃棄物であるため、国の責任により処理促進のための支援を行うこと。

5 産業の復興、雇用対策の促進

【提言のポイント】

- 農林水産業等の地域の基幹的な産業の復興促進、成長分野の新たな産業立地の推進等により、安定した雇用を確保すること。
- 被災企業に対する各種助成制度等の大幅な拡充・要件緩和、二重債務問題の早期解決、就業支援、人手不足対策を強化すること。

【課題等】

被災地の農林水産業や商工・観光業などの事業者は各種支援措置を活用しながら事業の再生に努めているが、その過半が未だ大震災以前の水準まで回復していないのが実情である。

また、被災者がふるさとを離れることなく就業できるよう「なりわい」の再生と新たな産業立地を促進し、きめ細かな就業支援や人手不足対策を強化することが必要である。

【個別の提言事項】

提言5-1 産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速するため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地、農業の6次産業化などを強力に推進し、安定した雇用を確保すること。

地域経済の未曾有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、その早期解決に向けて、債権買取等支援を、平成30年度以降も継続すること。また、支援決定後の経営改善への助言等の支援を強化すること。

提言5-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保し、農林水産業の復旧・復興を促進すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県については、復旧・復興の進捗に合わせたきめ細かい支援を強化すること。

漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

提言5-3 「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後のインフラ整備の進捗に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれることから、引き続き制度を継続し、十分に予算を確保すること。

提言5-4 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の充実

「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、被災地の企業立地などに有効であるので、十分な予算確保を行うとともに、沿岸部内陸部の区別なく事業採択するなど、被災地方公共団体の意見を踏まえて運用すること。

提言5-5 復興特区における税制上の特例に係る確実な措置等

復興特区における税制上の特例措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう特区制度の柔軟な運用を図るとともに、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収について、今後においても従前と同様に補填すること。

提言5-6 観光振興の強化

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者のビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を強化すること。

また、平成28年度に創設された東北観光復興対策交付金をはじめとする支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

提言5-7 まちのにぎわいづくりへの支援

人口減少が進む中、商店街の仮設から本設店舗への円滑な移行、本設商店街での共同施設整備、イベント開催等、被災地ののにぎわい創出やうるおいのあるまちづくりに向けた地域の事業者の主体的な取組みに対する支援に継続して取り組むこと。

提言5-8 就業支援や人手不足対策の強化

被災地におけるきめ細かな就業支援や企業の人手不足対策を強化するとともに、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。

「事業復興型雇用確保事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」については、被災企業が積極的に活用できるよう簡素で手厚い支援を行う制度とするとともに、弾力的な運用を図ること。また、被災地の厳しい雇用状況を踏まえ、制度の継続と必要な財源の確保を図ること。

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」については、要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象とすること。

提言5-9 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進

福島・国際研究産業都市構想については、2020年東京オリンピック・パラリンピックを当面の目標とし、各プロジェクト（ロボットテストフィールド、国際産学連携拠点、スマート・エコパーク、エネルギー関連産業、農林水産業（スマート農業等））の着実な実施のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むこと。

6 被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止

【提言のポイント】

- 被災者の生活再建や雇用確保、避難者の早期帰還等を促進し、復興の長期化に伴う心のケアや地域コミュニティ再生・形成の支援を強化すること。
- 大震災の被害や教訓の風化を防止するため、テレビ等による政府広報を強化すること。

【課題等】

依然として多くの住民が故郷を離れた避難先や仮設住宅等で先行きの見えない厳しい避難生活を余儀なくされている。また、復興公営住宅などで新たな生活を始めても、様々な不安を抱えている人も少なくない。

早期の帰還や生活再建、復興の長期化に伴う心のケア、さらには地域コミュニティの再生や新しい環境でのコミュニティ形成に対する支援などに向けて一人一人に寄り添った総合的・継続的な支援を強化することが急務である。

さらに、被災地の再生のためには、地域医療・福祉や子育て支援など住民が安心して暮らせる環境を整備することが不可欠である。

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。

【個別の提言事項】

提言6-1 避難者の早期帰還の促進等

被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、「早期帰還・定住プラン」を着実に実行し、避難者の早期帰還等を促進すること。

長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言6-2 被災者の心のケアやコミュニティ再生・形成に対する支援の強化

避難生活が長期化し、心身の健康や将来の不安などへのケアが必要な被災者への支援をきめ細かく行えるように、被災者支援総合交付金の継続・拡充、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援の強化を行うこと。

特に、被災者の心のケアについては、復興の長期化に伴いその重要性が増していることから、引き続き被災地心のケア支援体制整備事業費補助金の十分な確保を図るとともに、全額国庫による財政支援を継続すること。

また、自主避難者を含む避難者の所在を的確に把握し、避難先を問わず必要な支援を確実に受けられるようにすること。

さらに、復興促進に不可欠な地域コミュニティの再生・形成、被災高齢者に対する見守り体制の整備、生きがいづくり対策などのきめ細かな取組やNPO等による多様な活動への支援を強化すること。

併せて、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）」を平成30年4月1日以降も延長するとともに、日本司法支援センターの出張所を平成30年4月1日以降も存続させること。

提言6-3 被災地の実態に合った子育て支援の強化

安心して子供を生み育てられるよう被災地の実態に応じたきめ細かな就学支援や心のケア、復興を支える人材育成のための教育環境の整備などの取組を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭については、多くが精神的、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、保育料減免や就学援助などの経済的負担軽減、心のケアなどを十分に支援すること。

提言6-4 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決を促進し、住宅再建を加速させるため、法整備を含む新たな仕組みの構築を積極的に行うこと。

提言6-5 医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地方公共団体では、人口減少、医療・介護従事者等の不足、建設コストの高騰等により、医療・福祉サービスの提供体制の復旧が遅れているため、処遇改善による人材確保、施設整備などの支援を強化すること。

医療や介護の復興は長期間にわたり、安定した財源確保が必要であるため、地域医療再生基金の設置期限の延長や基金の弾力的な運用を行うとともに、医療・介護人材の確保や施設の再開支援等に係る十分な財政支援を行うこと。

避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、実効性ある支援を行うこと。

提言6-6 公的保険の減免措置等に対する財政支援

被災者の国民健康保険、介護保険等の保険制度等について、震災により財政基盤が大きく損なわれた被災地方公共団体における安定的な運営や避難指示等対象地域における全額免除措置に対する国の特別な財政支援を引き続き継続すること。

震災により、保険料（税）の大幅減収や医療費の増大など、被災地方公共団体の財政的基盤が大きく損なわれたことから、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政支援措置を講じること。

提言6-7 災害救助法に基づく救助の対象範囲の拡大等

応急仮設住宅に係る維持管理や補修、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する経費や応急救助の終了に生じる経費など救助に要するものすべてを災害救助法の対象とするとともに、必要な事務経費のすべてを全額国庫負担の対象とすること。

入居者の責めによらない転居に要する経費や応急仮設住宅の集約等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とすること。

応急仮設住宅の供与終了に伴う未退去案件への対応については、必要な人的支援及び財政的支援を行うこと。

避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の住み替えなど、被災地方公共団体のニーズに合わせて柔軟に対応すること。

提言6-8 東日本大震災の被害や教訓等の風化防止

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるためのテレビなどによる政府広報を強化すること。

震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行を始めとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

提言6-9 被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、復興推進に向けた教職員の加配やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充等、必要な支援を継続するとともに、地域の復興を支える人材育成のため、発達段階に応じた教育環境の整備を支援すること。

また、東日本大震災で被災した幼児・児童・生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。

東日本大震災により被災した子供や原発事故により避難している子供がいじめに悩まされることのないよう、国の責任において、放射線への正確な理解を促進するとともに、地方公共団体が、いじめの未然防止、早期発見及び発見後に適切に対処できるよう支援すること。